

Title	平安時代の松尾社に関する売券群の検討
Sub Title	A study on the titledeeds deposited in Matsunoo Shrine (松尾社) in the Heian (平安) Era
Author	田島, 裕久(Tajima, Hirohisa)
Publisher	三田史学会
Publication year	1989
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.58, No.2 (1989. 3) ,p.1(137)- 25(161)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19890300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平安時代の松尾社に関する売券群の検討

田 島 裕 久

はじめに

古代の土地売券は、在地情勢を示す貴重な史料であり、豊富な研究史を有している。しかし、課題も依然としていくつか残されている。この点について、加藤友康氏は「個々のすべての売券そのものに即して（例えば、実際に書かれたのがどのレベルでかなどを、同筆別筆関係に即して）の検討」および「単に売券を個々の一片毎の史料として利用するのではなく、『群』として理解することの必要性」を強調しておられるが、⁽¹⁾全く適確な指摘であるといえよう。そこで本稿では、特に後者の課題について、ひとつの売券群を取り上げて、具体的な考察を行なうことにしたい。

取り上げる売券群は、松尾社の神主職を代々つとめて

きた東氏に伝来してきた「東文書」の中の、平安時代の土地売券群である。松尾社は、山城国葛野郡に所在する平安京鎮護の神社として、著名である。その所在地一帯は、「山背の斑鳩」⁽²⁾などとも称せられ、古くから渡来系有力氏族である秦氏との結びつきが深い地域である。つまり、この松尾社も秦氏との関係を抜きにしては考えられない。従って、これらの土地売券群も、当然ながら在地有力者としての秦氏の様相をうつつし出している。またその一方で、平安京という一大都市の西隣にあたるこの地域の地理的環境をも、反映しているはずである。以下の考察によって、この二つの面を、これらの売券群を主な史料として描き出してみたいと思う。本稿は、それによって、ひとつの売券群としての特質を垣間見ようとする試みである。

本稿で検討の対象とする「東文書」中の平安時代の売券群は、④寛平八年(八九六)二月二五日山城国山田郷長解(『平安遺文』一卷一八一号、以下平一一八一のごとく略記)、⑤天曆十年(九五六)八月一六日山城国山田郷長解(平一一二六九)、⑥貞元三年(九七八)一月一三日山城国山田郷長解(平一一三二三)、⑦寛弘二年(一〇〇五)二月四日山城国某郷長解(平一一四三八)、⑧寛弘七年(一〇一〇)二月二〇日郷長三宅某田地相博状(平一一四五四)、⑨長和二年(一〇一三)六月二二日源嚴子地林相博券文(平一一四七〇)、⑩寛仁二年(一〇一八)三月五日齋部正賢島地売券(平一一四八〇)、⑪寛仁三年(一〇一九)一月二〇日秦徳山島売券(平一一四八二)、⑫長寛二年(一一六四)七月藤原某所領堂舎并田島坪付目録(平七―三二九四)の九例であり、そして関連史料として⑬治承元年(一一七七)六月二八日藤原某莊園寄進状案(平八―三八〇三)を用いる。

⑭⑮で取り扱われている土地は、原則として山城国葛野郡山田郷に所在する。同郷は、葛野郡を構成する十二郷(橋頭・大岡・山田・川辺・葛野・川島・上林・櫛原・高田・下林・綿代・田邑)のひとつであり、旧上山田

・下山田・松室・谷の各村にあたり、右京区松室・松尾・山田付近⁽⁴⁾、即ち桂川西岸(右岸)に比定される。要するに、松尾社の周辺地域にあたっている⁽⁵⁾。以上の点を確認した上で、具体的な考察を行なっていくことにしたい。

一、秦徳山の署名

これらの売券の内容において、最初に問題になるのが◎と⑭の関係である。先ず、◎を掲げる。

「禰籠主公驗」^(端裏)

山田郷長解 申売買家地立券文事

合^(地力)肆段貳佰肆拾歩

在山城国葛野郡三条大豆田里廿一坪内

四至 限東谷川尻井門道 限南公田
限西仔佰 限北谷川

立物

三間四面寝殿壹宇 在孫庇北南

七間三面土屋壹宇

右得秦是子辞状偁、件家地故親父飛驒掾秦徳山給処分也、而今依有要用、充^(備力)売直乾元錢伍拾貫文、相加本公驗、與売大蔵史生正六位上大秦宿禰連雅既畢、望請、依式欲立券文者、長加覆審、所陳有実、仍勅売買兩人并保證署名、立券文如件、以解、

貞元三年十一月十三日 長秦

売人 秦「是子」

買人大藏史生正六位上大秦宿禰「連雅」

(保證刀禰九名の署名、郡判略す)

要するに、秦是子が大藏史生大秦連雅に家地四段二百四十歩を乾元錢伍拾貫文で売却したものであり、内容上、特に問題はない(なお、この家地と買人については次節で検討を加える)。ところで、文書には「件家地故親父飛驒掾秦徳山給処分也」とあり、その結果として、秦徳山の女子(?) 是子が相続して売却するに至ったものである。つまり、貞元三年(九七八) 段階で徳山はすでに故人であったことが知られる。ところが、寛仁三年(一〇一九) の売券⑤には、故人であるはずの秦徳山の署名がみられる。⑤を掲げよう。

謹辞 売進山田郷所領畠券文事

合壹段佰捌拾歩 在三条大豆田里廿一坪内

四至 東限飛驒掾兼行事秦地 南限公田 西限仟佰 北限水无谷川

右件地、先祖相伝所領也、而依有直要用、本公驗貳通相副、永沾與大藏大夫紀佐正朝臣既畢、仍為後日沙汰、新立券文如件、

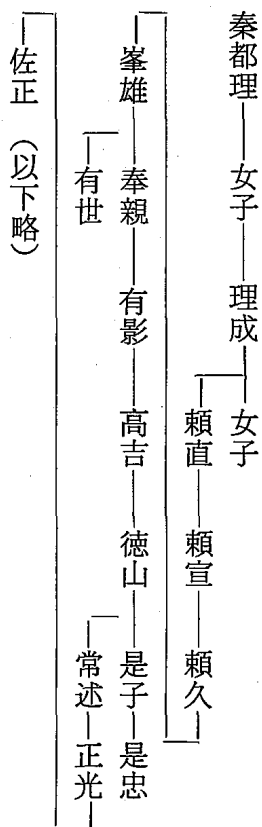
平安時代の松尾社に関する売券群の検討

寛仁三年十一月廿日売人飛驒掾兼行事秦「徳山」

買人大藏大夫紀朝臣「佐正」

つまり、⑤ですでに死亡していた人物が、約四〇年後の売券に売人として自署しているのである。これは、全く不可解であるといわざるを得ない。この点について、村井康彦氏は「先の売券から四十一年を経過しており、人名官職とも同じというのは疑問がわくが、同一人物でなければ親子とみるべきであろうか」と述べておられる。⁽⁶⁾

そこで、この村井氏の推測を検討してみたい。冒頭で述べた通り、この売券群は松尾社に関係する文書であり、同社に伝来してきたものである。この松尾社の運営にあたっては、秦氏が深く関わってきた。そして、この秦徳山・是子父子についても、それを「東系図」⁽⁷⁾で確認できるのである。同系図の人名部分のみを掲げる。



この系図には問題点があるが、⁽⁸⁾ 徳山には「補神主任」

飛驒掾二、是子には「補三神主一」という註記がある。一応、本稿においては、徳山―是子という一組の父子關係を確認できるという点のみを、指摘するにとどめたい。また、㊤における徳山の署名は草書であり、やや問題が残る。私は、このような理由から、強いて村井氏のごとく理解する必要はなく、㊤を偽文書と判断してよいと考える。

それならば、㊤はいつ偽作されたのであろうか。この点を考えるために、㊤の内容について検討を加えることにしたい。先ず、㊤と㊤の四至を比較してみよう。坪付は同じ三条大豆田里廿一坪であるが、㊤㊤四段二百四十歩(家地)㊤㊤一段百八十歩(畠)であるから、両者は同一の土地というわけではない。㊤の四至は、

限東谷川 尻井門道 限南公田

限西仟佰 限北谷川

であり。㊤は

東限飛驒掾兼行事秦地 南限公田

西限仟佰 北限水无谷川

である。㊤の現地比定は次節で詳述するが、㊤の東限の「飛驒掾兼行事秦地」という記載に注目したい。これが、㊤の売人とされている秦徳山の所有地をさすこと

は、いうまでもなからう。それならば、その土地は具体的に、すでに売却されていた㊤をさすのではなからうか。ということとは、㊤は㊤の西隣に位置することになる。㊤の北限は、㊤と異なり「水无谷川」とあるが、これが㊤と同じ谷川の現況を示すのか、それとも別個のものなのか、それは明らかでない。

次に㊤の買人である大蔵大夫紀佐正について、考えてみたい。その名は他史料においては特定できないが、「大蔵大夫」という官名に注目したい。大蔵大夫とは、元来は六位相当の大蔵大丞・少丞が「勤勞によって五位に叙せられたときは大蔵大夫とい⁹った」のである。それならば、『小右記』天元五年(九八二)四月二七日条の次の記事に注目したい。

参殿、返上所借給御劔・御鞆等、又将軍所借平緒、以大蔵丞佐政令返奉

この「佐政」の姓は不明であるが、大蔵丞であるから、後に五位に叙せられて大蔵大夫と称せられるに至った可能性も否定できない。さらに「佐政」は「佐正」と考え得るならば、㊤の大蔵大夫紀佐正と同一人物とみることもできるのではなからうか。㊤の寛仁三年(一〇一九)という年時を考えると、年代的にも不可能ではない。仮に

この推測が許されるのならば、⑩段階の實在の人物として紀佐正を考えることができる。ということは、紀佐正は秦徳山が生存中に⑩の畠を買得したものの、何らかの理由で立券されなかったか、あるいはその券文が紛失の状態にあり、寛仁三年に至り立券の必要が生じたため、⑩が作成されたと推測できるのではなからうか。⁽¹⁰⁾このように考えると、⑩における「新立券文」の「新」という意味がよく理解できると思われる。

二、大蔵官人秦連雅の売買

本節では、前節で掲げた⑨において、この家地を買得した大蔵史生正六位上大秦宿禰連雅について、検討を加える。

連雅は、いわば大蔵省の下級官人という身分をもっているが、この点は、すでに平安遷都の背景に秦氏の経済力が期待されていたとする見解⁽¹¹⁾や秦氏の財務官僚としての性格を重視する見解⁽¹²⁾と考へ併せると、興味深い。また彼の名は、他史料にも見出される。『権記』長保元年(九九九)十月二五日条には、

姫君為入内、此夜違方於西京大蔵録大秦連理^(太)、左府^(宅脱カ)
同御、候御供

平安時代の松尾社に関する売券群の検討

とある。この「姫君」とは左大臣藤原道長の女子彰子のことであり、同内容の記事が『御堂関白記』『小右記』にも見える。即ち、彰子は、この連雅（大秦連理カ）・大秦連理・西京大蔵属泰連理（録）（『御堂関白記』）・大蔵局連雅（属）（『小右記』）の宅を、方違のため訪れているのである。

なお、この彰子の方違の約一カ月前の九月一二日には、左大臣道長が嵯峨を遊覧している。『小右記』の翌日条には、

源相公談^(時中)云、昨左府遊覧嵯峨大井、即帰参

とある。その大井川（桂川）遊覧の様子は、『古今著聞集』巻五「御堂関白道長大堰河遊覧の時詩歌二船の事並びに公任和歌の船に乗る事」にもみえる。⁽¹³⁾細かな点は不明であるが、葛野郡居住の下級官人連雅は、この嵯峨遊覧に何らかの関わりをもったのではなからうか。それが彰子の方違の前提となつたのではないかと推測され、『権記』の「左府同御」という行動の背景にあつたのではなからうか。

これらの事実から、この連雅について、森田悌氏は「永続勤務を行い省務に精通するヴェテラン官人」として理解しておられる。⁽¹⁴⁾また村井康彦氏は、「三十年前後にわたって大蔵省に勤めた下級官人」かつ「西京の土

豪」と指摘しておられる。⁽¹⁵⁾ 大蔵史生・大蔵録という身分を考えれば、両氏の指摘は適確である。しかし、前述の秦氏と葛野郡との関係を勘案するならば、「西京の土豪」という一面は看過できない。

彰子が方違のため訪れたのが◎で彼が買得した家地なのか、それは不明である。ところで、この◎の家地は、葛野郡三条大豆田里廿一坪に所在したが、その◎の四至の記載からかなり正確な現地比定が可能である。即ち、◎の四至は

限東谷川尻井門道 限南公田
限西仟佰^(併阿) 限北谷川

とある。この「谷川」は、「松尾神社所蔵の南北朝前後のもの」と云はれてゐる古図によっても知られる様に今の西芳寺の門前を東に流れて桂川に注ぐ小川」をさすと考えられ、「谷川尻」とは「谷川が大井川に注ぐ所の近傍の部分」を指す⁽¹⁶⁾と思われ。そしてこの場所⁽¹⁷⁾は、桂川(大井川)が形成した自然堤防上に比定される。さらに後述のごとく、この家地は後の①の段階で畠に地目が変化しているので、彰子が訪れた場所とは別個のものであった可能性が大きいのではなからうか。そして、すでに◎の段階から、この家地は農耕地としても利用されてき

たのではなからうか。かつて戸田芳美氏が論じられたように⁽¹⁸⁾、一千坪以上にあたる四段余が全て敷地として利用されていたとは、考えにくい。この場合は、やはり畠として一部が利用されていたのであろう。⁽¹⁹⁾

そして、彼はこの地に居住しつつ京に通勤していたと思われ、◎以外にも家地・農耕地を所有していたことは十分に考えられる。要するに、経済的に恵まれた在地の有力者であったとみることが出来る。それゆえに、彰子の方違のための場所として選ばれたのであろう。

ところが、①寛弘二年(一〇〇五)二月四日の山城国某郷長解(文書の書き出し部分は欠くものの、本文の内容から山田郷長解と判明する)によると、この家地は転売されたことがわかる。

(前略)

右、得明^(ママ)経生大秦公信解状備、件地故父大蔵大録^(太)□^(兼庄)宿禰連雅所領也、而為濟公事、修理少属錦□^(兼庄)之許、所置質也、然間親父并彼兼正同死去□□、尋公驗在所、私廻方計得出、領掌年久、而今依有要用、限価直米貳拾斛、相副本公驗、永年與売松尾大神宮神主秦宿禰奉親既畢、望請、依式欲立券文者、長加覆審、所陳有実、仍勒売買兩人并保證署名、立券文

如件、以解

寛弘二年二月四日 郷長

売人明経生大秦宿禰「公信」

買人松尾大神宮神主秦宿禰「奉親」

(後略)

つまり、長保元年(九九九)から寛弘二年(一〇〇五)の間に連雅が死去していること、そして具体的年時は不明であるが「為済公事」を理由に、◎の家地が修理少属錦兼正に入質されていることが知られる、連雅は、貞元三年(九七八)に正六位上、長保元年(九九九)には大蔵録という位階・官職を有しており、令の規定(戸令5戸主条・賦役令19舍人史生条)に従うならば、本来的には「不課」の身分である。従って、この「公事」の内容は必ずしも明確ではない。しかし、大蔵省下級官人でありながら富裕な在有力者でもあった彼の土地が入質されている事実は、看過できない。そして、彼の男子によってこの家地は売却されるに至る。こうした事実は、在有力者としての動揺を示すものと考えられないであろうか。但し、その買得者が、松尾大神宮神主秦宿禰奉親という彼と同様の在有力者であった点は、注目される。なぜならば、同じ秦氏一族への売却であること

平安時代の松尾社に関する売券群の検討

については、「農民経営の縮少・没落を姻戚関係の範囲でくいとめようとする努力を見てとる」⁽²⁰⁾ことがやはり可能と思われるからである。なお、このような売買当事者の関係については、最後までもう一度論じることにはしたい。

三、松尾社神主秦奉親の在地活動

次に問題になるのが、㊦において秦連雅が所有していた家地を買得した松尾社神主の秦奉親の活動である。奉親については㊦が史料上の初見であるが、「松尾大神宮神主」という身分から察すると、在地における有力者の一人であったと考えられる(なお、㊦においては◎には記載されていた「立物 三間四面寝殿壹宇 在孫庇北南 七間 三面土屋壹宇」が記載されていない。◎から㊦へと転売されたこの家地は、後には㊠にもみえるが、そこには同じ建物の記載がある。従って、単純な書き落としとみておく)。

また、彼は㊥においても、その活動を示している。

謹辞

奉相替所領私地立券文事

合貳段 但壹段貳百歩、從秦多阿古手所買得也
佰陸拾歩從元領掌來之

在下原田里卅一坪内

四至 限東本願寺地 南隈岡岸際
限西妙法寺地 北隈中道

右地大石保近妻從秦多阿古手、買得領掌、經數年無事妨、而依各便宜、本願寺所領畠大豆田里廿六七卅四五坪并貳段代、永奉相替已了、仍為後並左右署名立券文如件、

寛弘七年二月廿日 郷長三宅(草名)

奉替松尾大神宮神主秦宿禰「奉親」

相替本願寺別当大法師「平救」

(後略)

要するに、下原田里卅一坪の私地二段と本願寺が大豆田里廿六七卅四五坪に所有していた畠二段を交換する内容である。これは奉親の要請で行なわれており、彼の強い意向がうかがえる。本願寺については、他史料では特定できないものの、同寺と並んで四至に名がみえる妙法寺については、次のような史料がある。

長寛元年四月廿四日 於松尾南谷妙法寺書了 執筆

僧良寛

これは、松尾社一切経のひとつの麻訶般若波羅密經に記された奥書である。⁽²¹⁾この史料から考えると、本願寺も松尾社の近隣に存在して互いに深い関係をもっていた寺院であったようである。㉔によれば、長和六年(一〇一

七)に本願寺が原田里卅一坪の畠四段を齋部正賢に売却しているが、この史料もそれを裏付けていよう。さらに三年後の長和二年(一〇一三)の㉕において、秦奉親の名がみえる。

謹辞

依便宜各相替地林事

合

大西宅領地壹段 下原田里卅坪之内

四至 限東道
限西主税寮掌秋里地 限南谷川
限北松尾神宮寺地并奉親宿禰地

奉親宿禰領林二段曾禰西里六坪之内

四至 限東州山西小坂 限南為孝等林并高臺
限西残林并道祖神小坂 限北岸并流

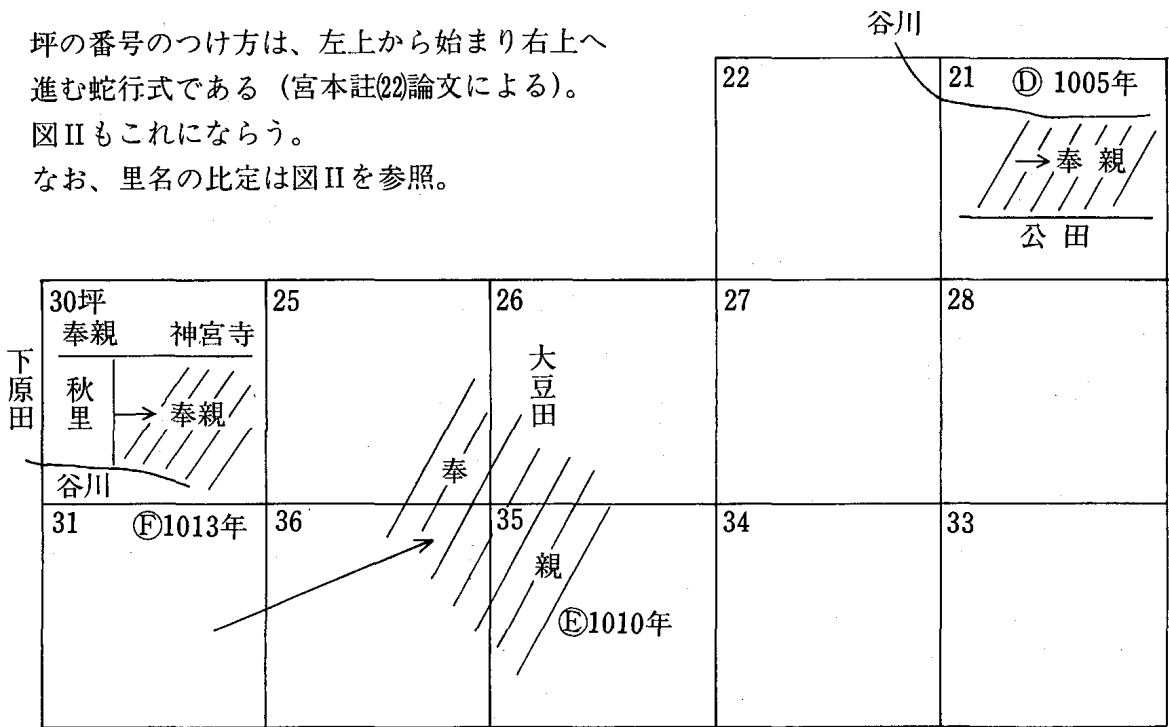
右地林、依有各便宜、所相替如件、但子細在本公驗面、謹辞

長和貳年六月廿二日 源「嚴子」

散位秦宿禰「奉親」

この場合は、源嚴子側が作成の主体と思われるが、後述のごとく奉親にとっても好都合であった。なお、奉親が所有していた林二段は曾禰西里六坪に所在したが、この里は葛野郡班田図のいわゆるD里に該当し、松尾社の所在里でもある。⁽²²⁾残念ながら、同図では六坪の部分は欠失

坪の番号のつけ方は、左上から始まり右上へ進む蛇行式である（宮本註²²論文による）。
 図IIもこれにならう。
 なお、里名の比定は図IIを参照。



図I 秦奉親をめぐる土地の移動

しており、坪名は不明である。しかし、同里廿九坪（坪名は「古□□」とみえる）には、「松尾神□□」という記載がみえる。これは、曾禰西里の西北にあたる櫛原西里ⅡE里十九坪の「葭田水上神田七十二歩」とあわせて、松尾社の神田と考えられる。

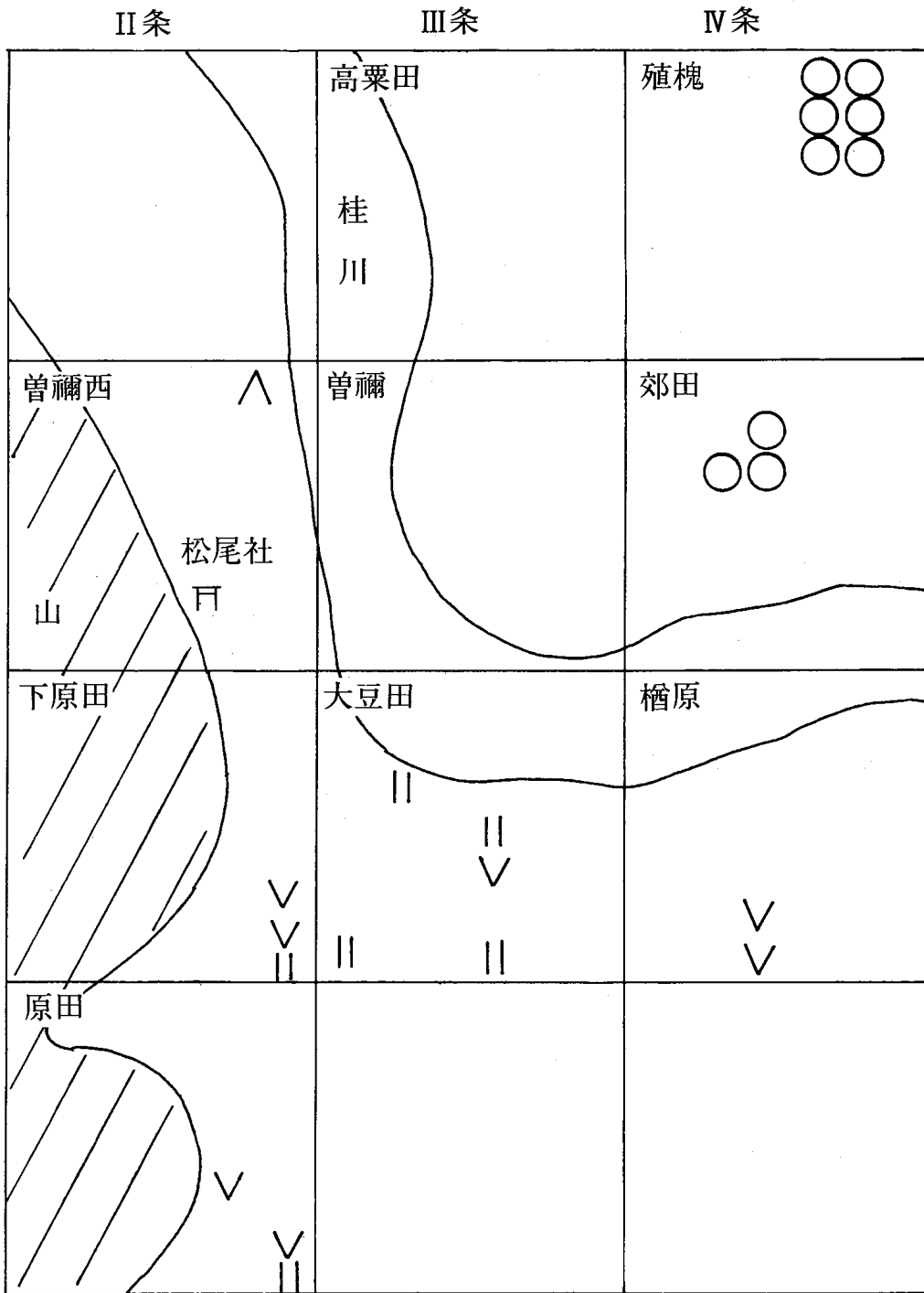
これら①②③④⑤⑥における奉親をめぐる土地の移動を図示したのが、図Iである。また図IIによれば、大豆田里・下原田里・曾禰西里の三里はともに隣接しており、松尾社のごく近隣である。そして、⑥の下原田里卅坪における源巖子の大西宅の四至をみると、

限北松尾神宮寺地并奉親宿禰地

とある。つまり、⑥の交換は奉親にとっても好都合なものであったといえよう。このような奉親をめぐる土地の移動は、結果的には彼の土地の集中化にもつながっているのである。

松尾社神主の奉親が交換して畠を獲得したり、林を所有したりしていた事実は、在地有力者としての一面をのぞかせている。前節で述べたように、秦連雅から家地を買得たことも、同様にして理解できる。しかし、①②③④⑤⑥の土地はいつの時点からか彼の手から離れ、長寛二年（一一六四）の段階では藤原某の所領となっている。こ

図II 松尾社周辺の土地利用の概略



○ = 広隆寺資財帳における安養寺の所領
 || 田 △ 島 △ 林 = ①にみえるもの

金田註(17)書217頁の図をもとに、註(3)書により里名を比定して作成した。

れは、在有力者としての彼の基盤は決して確固たるものではなかったこと、そして農耕地の耕営・維持が決して安定したものではなかったことを、意味しているのではなからうか。

四、藤原某所領堂舎并田畠坪付目録の

検討

前節までに検討を加えてきた㉔㉕の土地は、その大部分が①藤原某所領堂舎并田畠坪付目録に記載されている（それをまとめたものが、表Ⅱおよび図Ⅱである）。
ということは、①が作成された長寛二年（一一六四）七月以前のある時点で、それらの土地は藤原某の所有に帰したことを意味する。そこで本節では、藤原某という人物について検討し、目録の内容を明らかにしていくことにしたい。

先ず①の書き出しおよび最後の部分を、掲げておく。

注進 相伝所領安養寺并領田畠林等坪付目録事

合拾伍町参段佰参拾步田四町七段五十歩
畠五町六段八十歩林五町九段

在山城国葛野郡山田郷内

三間四間皮檜葺堂一字 三間廊一字 渡殿廊
一字

平安時代の松尾社に関する売券群の検討

奉安置皆金色五仏色紙法華經三部

幡花蔓十流 金銀器五前 磬一面

花机五前 礼盤一坐 鐘一口五斗納

三間二面湯屋一字在釜二口
各石納 湯船一口

三間四面寢殿一字 七間三面雜舎一字在世間具

仏性田一町 常燈油料畠一町二段

供僧料田一町二段 惣領田地坪付

見目錄
(23)
(中略)

右、件堂舎仏具領田畠、如数任公驗、注進如件

長寛二年七月 日 本領主藤原

この文書の内容は、「本領主藤原」が自らが所有する田畠や安養寺という寺院を書き出して、「注進」したものである。

この文書は一読すれば、日付や名を欠く点から案文のごとく理解されるが、「本領主藤原」とは具体的には誰なのであろうか。その手がかりになると思われる史料が、同じ東文書に収められている次に示す①である。

寄進 庄壹所事

合田畠山林

在摂津国河部郡山本庄
右件庄者、相伝之私領也、而依有宿願、永相(副カ)調度

文書、所寄進松尾社也、但於庄務者、任前□神主相
頼之状、可令進退之状如件、

治承元季六月廿八日 内舍人藤原^{在判}

左近衛権中将藤原朝臣^{在判}

この文書は、「左近衛権中将藤原朝臣」から松尾社への山本庄の寄進を示すものである。この「左近衛権中将藤原朝臣」については、藤原経通あるいは藤原清通のどちらか、と考えられている。²⁴ 清通は、永暦元年（一一六〇）八月に右近衛権少将、安元三年（一一七七）正月に右近衛権中将となり、治承二年（一一七八）四月に左近衛中将に遷任している。²⁵ 従って、①の治承元年（一一七七）には「左近衛権中将」の地位にはいない。しかし、この①は、服部英雄氏が指摘されているように「未来年号」使用の文書である。²⁶ つまり、治承改元は八月四日であり、この文書はそれ以降に作成されたということになる。

また、東京大学史料編纂所影写本「東文書（追加）」には、①と同じ日付の次のような文書が収められている。

本領主清通朝臣 令放券于相頼状案

沽却 私領壹所事

合

田

畠

山

林

在摂津国河部郡山本庄

右件庄者相伝之私領也、而依有要用、限直能米貳仟
参佰斛 相副調度文書永所沽却松尾前神主相頼也、
敢不可他妨、仍為向後注事状如件

治承元年六月廿八日 内舍人藤原^判

左中將^{在判}

この文書の作成経緯は不明であるが、山本庄は実際は寄進ではなく売買であったという事実²⁷、と関連すると考えられる。そして何よりも、「本領主清通朝臣」と明記されている点が注目される。従って、①の「左近衛権中将藤原朝臣」は藤原清通であると、判断してよいであろう。²⁸

それならば、明確な論拠はないが、①と①は一三年の間隔しかないことから、①の「本領主藤原」も同じ藤原清通である、と考えるもよいのではなからうか。

一応このように推論した上で、①にみえる安養寺について考察を加えたい。①によれば、同寺は桂川西岸の葛野郡山田郷内に所在しており、やはり松尾社周辺の小寺（「本領主藤原」の持仏堂のごときものか）とみてよいであろう。この安養寺については、当該期の他史料にも同名の寺が散見するが、ごくありふれた寺名であるがゆえ、直接的にこの寺との関係を確認することは難しい。但し、貞観一五年（八七三）広隆寺資財帳（平一一一六八）にみえる次の記載は、注目される。

一水陸田章

合肆拾玖町拾歩

入京貳町捌段貳佰玖拾柒歩

暫入安養寺柒町陸段佰壹歩天長年中

そして、その土地の内訳は、葛野郡四条郊田里に二町二段三百卅四歩、同条殖槐里に五町三段百廿七歩であったことも知られる。この郊田里と殖槐里は、図Ⅱからわかるように桂川東岸に比定され、広隆寺の近隣にあたる。それでは、資財帳の安養寺と広隆寺は、どのような関係にあったのであろうか。

両者の関係を明確に示すと思われる史料が、たなかしげひさ氏が紹介された広隆寺の「寺外末寺并別院の記」⁽²⁹⁾

平安時代の松尾社に関する売券群の検討

という文書である。広隆寺の末寺・別院を列記したこの文書には、安養寺の名がみえるのである。また、「山城州葛野郡楓野大堰郷広隆寺来由起」⁽³⁰⁾にも

安養寺。

安養堂。五間四間。以板葺之。

推古天皇御宇。秦長倉多牟部建之。最初名徳願寺。嵯峨天皇改之。名安養寺。又名優婆夷尼寺。

(略)

右外別院并諸国末寺等別記之。

という記載がある。この二史料にみえる安養寺は、広隆寺資財帳にみえる安養寺と同一の可能性が大きい。要するに、この安養寺は広隆寺の末寺あるいは別院であったと思われる。

それならば、①の安養寺とも同一とみてよいであろうか。この寺は、桂川西岸の山田郷に所在したわけであるが、広隆寺の末寺・別院らしい安養寺の所在地は、確実にはわからない。しかし、前掲の資財帳の記載内容から考えると、後者は桂川東岸に所在したとみた方が妥当であろう。従って、両者は一応別個の寺と考えておきたい。⁽³¹⁾

この安養寺は、「本領主藤原」の所領の中心をなして

いたわけであり、そのような存在形態自体も注目されよう。しかし、①にみえる彼の所領(田畠林)があくまで農耕地としてのものであったことも、重要である。例えば、かつて㉔において秦奉親が買得した家地に建てられていた建物は、前掲の①の書き出し部分の「三間四面寢殿一字 七間三面雑舎一字在世間具」にあたり、表Ⅱにも重複してみえる。建物自体は安養寺の一部なのかもしれないが、「在世間具」とある点、また表Ⅱからわかるように家地が畠に変化している点から、農耕用に利用されていたと考えられる。

また、①の林の多くが栗林であることも、それを裏付けている。なぜならば、古代の栗林について、直木孝次郎氏は「栗林を育てた目的が栗の実の収穫にあったこと」、「管理の必要上、栗林はふつう人家、村落に近い平地や丘陵地にあったと考えられる」ことを指摘され、不動産としての栗林に注目しておられるからである。⁽³⁴⁾この①の事例も、そのような指摘を補強することはいうまでもない。

このように、「本領主藤原」は、秦氏の勢力が強かったこの地域において、何らかの手段により㉔㉕の土地を獲得して農耕地として経営していた。そして、その農

業経営の具体的様相は不明であるにしても、依然として秦氏が神主職などを独占して運営されていた松尾社を中心に、かなりの秦姓の住人がこの地には居住していたはずである。こうした地域性を考えるならば、「本領主藤原」による一五町余の土地所有・農業経営のもつ意味は小さくないし、それは在地有力者としての秦氏の動揺を示すものではなからうか。

しかし、ここで①の文書様式に注目したい。①の書き出しは、前掲のごとく「注進」であるから、この文書は注進状として考えられる。注進状は、「事物を調査し或は之を計量して明細に連記し、又事状を詳細に注記して具申する為めに作る文書」⁽³⁵⁾である。それならば、①はどこに具申されたのであろうか。①にはそれを明示するような文言はみられない。しかし、①が「東文書」として伝来してきた事実を重視したい。つまり、①に記載された所領などは、長寛二年(一一六四)以降に松尾社の所有に帰したはずである。この点を勘案すれば、①は「本領主藤原」が自己の所領などを松尾社に寄進あるいは売却するために作成したもの、と判断できるのではなからうか。⁽³⁶⁾

この推測が大過ないものであるならば、①が作成され

た長寛二年（一一六四）という年時が注目される。なぜならば、松尾社領莊園の形成について、その立券の時期が確定できるものは、「天承二（一一三二）年の雀部庄を最初として、最も遅い桑田庄の寿永三（一一八四）年まで、わずか五十年ほどの間にいづれも立券」されていることが指摘されているからである。⁽³⁷⁾即ち、長寛二年（一一六四）は、その間に含まれることになる。Ⅱから明らかなように、④⑤の土地はいずれも松尾社のごく近隣に所在している。これらの土地は広大というほどではないが、松尾社領形成の画期にあたる頃に松尾社の所有に帰したらしい事実は、社領形成と決して切り離して考えるべきではなからう。⁽³⁸⁾

五、売券群の特質

本節では、前節までの具体的内容の検討をふまえた上で、売券群としての特質・性格を考えることにしたい。まず第一点は、第二節でも述べたことであるが、売買当事者の問題である。結論から先に述べるならば、これらの売券には異なる二つの関係が存在すると思われる。一つの関係は、同じこの葛野郡の居住者とみられる者同士
の売買であり、もう一つの関係は、官職のつながりによ

る売買である。その前者については、具体的には、④⑤が該当する。④⑤については既述したので、④を検討したい。

山田郷長解 申売買百姓家地立券文事

合地壹段貳佰參拾歩 在下原田里卅一坪

四至 限東秦乙刀自地 限南道
限西子乙丸地 限北秦有世地

右件地、充寛平錢貳貫文価直、與売同郷戸主秦忌寸乙益戸口太皇太后宮職舍人同姓阿古吉常地既畢、望請、依式欲立券文者、長加覆審、所陳有実者、仍売買兩人并勸保證署名、立券文如件、以解、

寛平八年二月廿五日 郷長秦「氏吉」

売人前土佐史正六位上秦宿禰「有世」

買人太皇太后宮舍人无位秦忌寸「阿古吉」

（後略）

この下原田卅一坪には、寛弘七年（一〇一〇）段階では、松尾社神主秦宿禰奉親が二段の土地を所有していたことが、⑥からわかる。④の四至には「限北秦有世地」とあり、④で売却された一段二百三十歩の家地は、有世の所有地の一部であったと思われる。なお、秦宿禰有世と同奉親の関係は、第一節において用いた「東系図」によれば、有世が奉親の子になっている。しかし、④⑤の年時を

勘案すれば、有世は奉親の父とみるべきかもしれない。

この家地を買得したのは、秦忌寸阿古吉である。そして、④に保證刀禰として名を連ねている九名は、いずれも秦忌寸姓である。これらの点からは、④は姓は異なるものの葛野郡の秦氏という在地有力氏族内における売買の典型といえよう。

ところで、買人の秦忌寸阿古吉は、天曆十年(九五六)の⑤にその名をみせている。

山田郷長解 申売買地券文事

合地壹段貳佰参拾歩 在下原田里卅一坪

四至東限秦乙刀自地 南限道 西限秦子乙丸地 北限秦有世地

右、故祖父修理職梅津木屋預正七位上秦忌寸阿古吉常地也、而伝領之後、依有急用、延喜錢陸貫文売進伊勢守紀朝臣戸口同重規既畢、仍今勒売買兩人并刀禰署名、立券文如件、以解、

天曆十年八月十六日 郷長

売人正六位上紀伊権少目巫部連(草名)

買人

これによれば、阿古吉は寛平八年(八九六)から天曆十年(九五六)の間に、「修理職梅津木屋預正七位上」へと昇進して、死去するに至ったらしい。そして彼の孫に

よって、彼が買得したこの家地は転売されたのである。

この⑤の売買当事者については特に取り上げないが、阿古吉の「修理職梅津木屋預」という官職は注目される。

修理職は、松原弘宣氏によれば、宮殿の修理機関として設置された令外官であり、弘仁九年(八一八)七月頃に設置され、天長三年(八二六)七月に停止されて木工寮に付され、寛平二年(八九〇)十月に再設置されるという変遷をとげる⁽³⁹⁾。そして、梅津木屋については、「玉

滝柚より切り出された材木は伊賀川↓木津川を下り、淀川↓桂川を朔り梅津に集積」されていたが、「その大井川の水運を利用するために、大井川に大井の三箇津が設置されていた。梅津・嵯峨津・桂津である。その一つの梅津に修理職は木屋を設置」したのである⁽⁴⁰⁾。梅津とは、桂川(大井川)東岸(左岸)であり、松尾社と桂川をはさんではほぼ対向する水陸交通上の要地である。従って、本稿で取り上げている山田郷には含まれないものの、松尾社の周辺であり、葛野郡の秦氏との関係が深い地域であることはいうまでもない。従って、梅津木屋の設置に

ついて、「修理職が秦氏の勢力を利用したのであろう」とする指摘は、妥当なものと考えられる。前掲の「東系図」によれば、この阿古吉以外にも、秦吉常が「修理職

梅津木屋預」に任じられている（表Iを参照）。

そして、この修理職関係の官人が、①にもみえている。

即ち、「件地故父大蔵大録（太秦カ）□□宿禰連雅所領也、而為済

公事、修理少属錦（兼正カ）□□之許、所置質也」とある。錦兼正

の居住地は確定できないが、「修理少属」という官職は

梅津木屋の存在を看過しては、考えられない。兼正は、

いわば官職の関係によって、この地域につながりをもつ

たといえる。これは、④に典型的にみえる秦氏一族内の

売買とは、明らかに異質なのではなからうか。

この官職の関係による売買は、第一節で検討した①に

もみえる。①の買人は、「大蔵大夫」紀佐正であった。

前述の推測が許されるならば、彼は天元五年（九八二）

当時は大蔵丞という地位にいた。そして、秦（大秦）連

雅は、貞元三年（九七八）と寛弘二年（一〇〇五）に大

蔵省の下級官人であった。二人が大蔵省に関わっていた

時期はほぼ重なり合うので、紀佐正の土地買得の背景と

してそれを想定することは、あながち無理とはいえない

であろう。⁽⁴²⁾

このように同族内でなく、官職の関係による売買が見

出されることは、この地域を秦氏の勢力・影響力が強い

地域としてのみ理解することが、もはや無理であること

平安時代の松尾社に関する売券群の検討

を意味していると考ええる。

第二点は、この売券の作成にあたっては、山田郷にお

ける郷長の機能はかなり長く残存していることである。

元来は、律令国家の行政機構の最末端に位置する郷長

は、律令制支配の変質化にともない、その機能を失って

いく。⁽⁴³⁾例えば、平安時代の売券は大和・山城両国関係の

ものが多く残っているが、大和国においては寛平三年

（八九一）四月一九日大神郷長解写（平一一七八）

が、郷長が売券作成に関与した最後の事例である。しか

し山城国においては、平安京内における条令の場合を除

いても、売券としては①寛弘二年（一〇〇五）、相博状

を含めれば②寛弘七年（一〇一〇）まで郷長が関与して

いる。即ち、大和国に比べれば約一世紀は長く郷長機能

が残存しており、「大和に比べて山城は、都の存在条件

からして、律令的行政権力の支配力と影響力において、

その在地性と持続性が比較的大きかったのではないかと

考えられる。⁽⁴⁴⁾ことは、いうまでもない。そして、その山

城国における郷長機能の下限が、本稿で取り上げた①と

②なのである。

日本古代における売券は、「公券」から「私券」へと

いう変化をみせる。⁽⁴⁵⁾「公券」は大和国においては長徳四

年(一〇〇二)六月一三日東大寺都維那某家地売券(平二一三六一)、山城国においては(平安京内の場合を除けば)㉑が各々最後の事例である。この点を考えると、いかにこの地域に郷長機能が根強く残存していたかがわかる。そして、具体的には、この売券群の「公券」である㉒㉓の全てに郷長が関与しており、郷長名は㉒秦氏吉、㉓不明、㉔秦某、㉕不明、㉖三宅某である。そして、この五例を検討してみると、㉒㉓㉔は郷長の自署を欠き、郷長機能は名実共に強固であったというわけではない。しかし、郷長解の形式による「公券」として機能していた点には留意すべきであろう。

この郷長機能の問題は、平安京の西郊という地理的環境による所が大きいわけであるが、三番目の特質として指摘できる売買の支払手段としての貨幣使用の問題も、同様の視点でとらえることができる。

具体的には、㉒㉓㉔において貨幣が使用されている。寛平八年(八九六)の㉒は寛平銭(寛平二年(八九〇)铸造)、天曆十年(九五六)の㉓は延喜銭(延喜七年(九〇七)铸造)、貞元三年(九七八)の㉔は乾元銭(天徳二年(九五八)铸造)が、各々使用されている。前述のごとく、㉒㉓は同一の土地であるが、㉒は寛平銭二貫文

・㉒は延喜銭六貫文というように、数字的には等しくはない。この点については、「延喜銭(新銭)の価値は数字の上では寛平銭(旧銭)に比べて低下してきていることが想像される」⁽⁴⁶⁾が、㉒が延喜銭铸造から約五〇年を経過していることも、原因のひとつであろう。

そして、郷長機能の場合と同様に大和国の事例と比べてみると、仁和三年(八八七)七月七日永原利行家地売券案(平一一七六)における貞観銭(貞観一二年(八七〇)铸造)の使用が、最後である。さらに同国においては、最後の皇朝銭である乾元銭の使用が、土地売買においては確認されない⁽⁴⁷⁾。一方、山城国の最後の事例は、寛弘二年(一〇〇五)七月二九日散位藤原為賢公驗紛失状(平二一四四〇)中に見える天元四年(九八一)十月十日の乾元銭を用いた売買である。このように、貨幣使用の面においても、山城国は大和国よりも約一世紀長く続いている。そして、㉔はその下限にごく近い事例ということになる。

この貨幣使用の問題については、すでに竹内理三氏は、「東文書」の特色として「平安初期の貨幣流通の様を知ることでできるものがある」と述べておられる⁽⁴⁸⁾。そして、この問題と深く関連すると思われるものが、葛野

郡鑄錢所の設置である。貞觀一二年（八七〇）正月廿五日に貞觀永宝が鑄造されたが、『日本三代実録』同年一月八日条には

是日。遣大舍人頭從五位上礪江王。奉常幣并鑄錢司

及山城国葛野郡鑄錢所等新鑄錢。

とあり、葛野郡鑄錢所の存在が知られる。要するに、従来の鑄錢司に加えて、この葛野郡に「鑄錢所」を新設したのである。⁽⁴⁹⁾ その具体的場所は明らかでないが、同郡が平安京の西隣にあたるという地理的環境にもとづく選地であったと考えられる。この鑄錢所の新設は、平安初期の他の新錢鑄造には認められず、貞觀永宝に対する当時の国家の強い意向がうかがえる。⁽⁵⁰⁾ そして、同書の一一月一七日条には

分遣使者諸社。奉鑄錢司及葛野鑄錢所新鑄錢。賀茂

御祖別雷兩社使前安芸介從五位下大中臣是清、松尾

社使神祇權大祐正六位上齋部宿禰高善（後略）

という興味深い記事がある。即ち、その新鑄錢が松尾社に奉られたのである。そして、鑄錢所の近隣という理由により、宗像・櫛谷・清水・堰・小杜の五カ所にも奉られている。この事実は、繰り返しになるが、平安京という都市の西郊に所在するという地理的環境、換言するな

らば都市の強い影響下にある松尾社の基本的性格をよく示していると思われる。

おわりに

最後に、前節までに論じてきた内容を簡単にまとめておきたいと思う。

本稿で取り扱った売券群は、九世紀末～一二世紀中葉までの松尾社周辺の在地動向を示すものである。この地域は、元来、秦氏の影響力が強い地域であったが、第二・三節で指摘したように、在地有力者としての秦氏の存在は一一世紀に入ると動揺をうかがわせ始め、⁽⁵¹⁾ 松尾社周辺の土地は藤原某という一人の上級貴族の所有に帰する。しかし、一二世紀後半に「松尾社の庄園経済体制への転換」⁽⁵²⁾ がなされるに至ると、それらの土地も松尾社の所有に転じる。その面積は必ずしも広大というわけではないが、松尾社のごく近隣という地域性を考慮に入れるならば、その意義は決して小さくない。その動きも、松尾社の経済的基盤の変化と軌を一にするもの、とみてよいであろう。そして、この変化に対応して、秦氏を中心に運営されてきた松尾社の社務・祭儀の内容も変化したことが、予想されるのではなからうか。

また、この売券群の特質を端的にまとめらば、この地域が平安京という都市の西郊にあたるという地理的環境のため、都市の影響を強く受けているということである。具体的には、官職のつながりによると思われる売買がみられ、郷長の機能も他地域よりも長く残り、また貨幣の使用もみられる。

こうした都市の影響の強さは、この売券群にあらわれる人名の中で秦姓の者が多い（四至にみられる人名も含めて六四人中、四五人を占める⁵³）一方、官位・官職を有する者が圧倒的に多い（同様に六四人中、五五人を占める⁵⁴）というごく当然の事実からも、明らかである。また、松尾社周辺を含めた嵯峨野の地が、平安京周辺における寺院密集地帯のひとつである⁵⁵という事実も、これと関連する。要するに、この山田郷を含めた葛野郡の地域性は、

乙訓葛野愛宕紀伊四箇郡。左右前後尤接土。凡其地戸京戸田。皆諸司雜任以上。王臣僕從之輩⁵⁴というがごときものであったのである。

本稿で冗長に論じてきたことは以上の通りであるが、売券の具体的分析によって、本来は「維持・経営が秦氏を中心として行われ、またその精神的結合の中心であっ

たということをも推測⁵⁵される松尾社も、都市の影響を受けていく中で次第に変化をみせ始めるのではないか、という見通しがたてられる。特に、本稿でふれた一一世紀初頭～一二世紀中葉における松尾社の検討は、重要であろう。

かつて井上満郎氏は、平安時代の秦氏、特に「葛野秦氏にみられる近郊豪族⁵⁶」について都市の強い影響を指摘された上で、「在地タイプ」と「都市流入タイプ」への二つの分解が生じ、十世紀には「両タイプへの分離はほとんど完成し、在地秦氏と都市秦氏の二つにわかれてしま⁵⁷う」と論じられた。その指摘は妥当なものと思われるが、本稿で取り上げた大蔵省下級官人秦連雅の事例などを想起すると、その分離は必ずしも固定的・確定的なものとは思われない。こうした秦氏の動揺・松尾社の変化については、売券以外の史料を用いつつ、さらに別の視点からの考察を必要とする問題と思われる。例えば、前者については秦連雅のような下級官人の存在形態・経済生活の検討、後者については松尾社の官祭化の検討、などが必要であろう。

以上、ひとつの売券群を用いて考察を行なうことによって、その歴史的背景を抽出しようと試みた。行論の中

で多くの推論を重ねてきたが、大方の御叱正・御教示を
いただければ幸甚である。

註

- (1) 「八・九世紀における売券について」(『奈良・平安時代史論集』上巻、吉川弘文館、一九八四年) 七一四頁。
- (2) この点については、井上満郎氏の研究が詳しい。とりあえずは、同氏『渡来人』(リプロポート、一九八七年)を参照。
- (3) 『角川日本地名大辞典—26京都市上巻』(角川書店、一九八二年) 一四四五頁
- (4) 源城政好「山城国内の郡郷について」(『京都市史編さん通信』五、一九六九年)を参照。
- (5) なお、十二郷中の高田郷については、承和三年(八三六)〜斉衡二年(八五五)の葛野郡三条高栗田里十六坪をめぐる家地売買に関する六通の文書が残されている。これらについては、岸俊男氏が当時の居住形態について興味深い考察を行なっておられる(「家・戸・保」『日本古代籍帳の研究』、塙書房、一九七三年)。
- (6) 『京都の歴史』1平安の新京(学芸書林、一九七〇年) 四六八頁
- (7) 『松尾大社史料集』典籍篇一(吉川弘文館、一九八〇年) 三八七〜三九八頁。また、「代数略記」(同書三九八

平安時代の松尾社に関する売券群の検討

と三九九頁)にも同様の記載がみえる。なお、両史料ともその成立時期などは不明といわざるを得ない。

- (8) 松尾社の神主・禰宜・祝については、安倍良行「松尾社の社司について」(『神道史研究』二三—二、一九七五年)が詳しい。また、前註でふれた(イ)「東系図」(ロ)「代数略記」の他に松尾社関係の系図には、(ハ)「松尾社神主宗家東氏系譜」があり、羽倉敬尚氏が紹介されている(『未刊松尾社家系図』『神道史研究』一三一—四、一九六五年)。本文で述べているように、秦徳山・是子の名は(イ)にはみえるが、(ハ)にはみえない。安倍氏は、(イ)にみえる人名で(ハ)にはみえない者が少なくない点について、「よほど早くより社司に関する記録・伝承が失はれたか、または元来ほとんどこれらが無かったのではなからうか」と述べておられる(前掲論文三四頁)。私は、(イ)の註記が全面的に正確ではないにしても、本文で取り上げる(ア)〜(イ)の文書で確認できる人名も少なくないので、その人物の存在自体については信頼することは不可能ではない、と考えている。なお、以下に示す表Iを参照のこと。

(イ)	主な註記	(ハ)	(ア)〜(イ)の文書
都理		○	
女子	田口腹女秦忌寸知麿女	○	
理成		×	

(親成)	神主	×	×
女子	神主	×	×
頼直	神主	×	×
(親重)	神主	×	×
頼宣	神主	×	×
頼久	補権神主	×	×
峯雄	同正神主	○	×
(吉常)	修理職梅津木屋預	×	×
叙正七位上			
奉親	補権神主・同神主・前	○	D神主 E神主 F散位
有世	上佐史正六位上	×	A前土佐史正 <small>(ママ)</small>
(十去)	補梅宮祝	×	
叙大初位下			
有影	補正禰宜・叙従七位上	×	A禰宜(但し「景」)
高吉	補正祝・叙従六位上・	×	A祝
徳山	補神主・任飛驒掾	×	C故飛驒掾
是子	補神主	×	C売人
是忠	補正祝・同神主	×	
常述	補正禰宜	×	
正光	叙散位	×	C散位
佐正	補正祝	×	D祝 E祝

(9) 和田英松『官職要解』(講談社学術文庫版、一九八三年)一〇九頁

- (10) 立券が遅れたその他の事例については、拙稿「八・九世紀における売券作成についての一視点」(『ヒストリア』一一二、一九八六年)を参照。なお、①の坪付の四至に「大蔵紀大夫地」という記載が二カ所みえる。①と①には約一五〇年の間隔があるから、これは「故」の単純な書き落とし・省略か、佐正の子孫をさすと解釈しておく。
- (11) 例えば、林屋辰三郎「平安新京の経済的支柱」(『古代国家の解体』東京大学出版会、一九五五年)
- (12) 例えば、村井康彦『古京年代記』(角川書店、一九七三年)
- (13) 日本古典文学大系本(岩波書店)一五六頁の頭注十一を参照
- (14) 「平安中期の大蔵省」(『平安時代政治史研究』吉川弘文館、一九七八年)三九二頁
- (15) 前掲(6)書四六八頁
- (16) 福山敏男「山城国葛野郡の条里について」(『歴史地理』七一―四、一九三八年)六一頁
- (17) 金田章裕『条里と村落の歴史地理学的研究』(大明堂、一九八五年)三四一頁。その他、この桂川西岸の地形については、日下雅義『平野の地形環境』(古今書院、一九七三年)第3篇第1章、辰巳真知子「古代山城盆地の歴史地理学的研究」(『京都精華学園研究紀要』一四、一

九七四年)、中山修一「桂川右岸の条里」(『琵琶湖・淀川・大和川』大明堂、一九八三年)が詳しい。

(18) 「律令制下の『宅』の変動」(『日本領主制成立史の研究』岩波書店、一九六七年)

(19) この点については、同じ葛野郡高田郷における秦氏の「家地経営」についての畑井弘氏の視点が興味深い(「家地経営の成立と展開」『律令・荘園体制と農民の研究』吉川弘文館、一九八一年)。

(20) 戸田芳実氏は、九世紀の近江国坂田郡大原郷における売買について、このように述べておられる(前掲(18)論文八〇頁)。

(21) 近藤喜博「松尾神社一切経」(『神道史研究』五十二、一九五七年)四六頁を参照

(22) 同図の引用については、宮本救「山城国葛野郡班田図について」(『続日本紀研究』六一三、一九五九年)による(以下同じ)。また里名の比定については、金田前掲(17)書および前掲(3)書による(以下同じ)。

(23) この中略部分の公驗四通の内容をまとめたものが、表II・図IIである。

(24) 石田善人「荘園史の研究―特に兵庫県下の荘園を中心として」(『兵庫史学』二六、一九六一年)および『兵庫県史』二(一九六五年、高尾一彦氏執筆)は経通とし、山中隆生「中世松尾社領に関する一考察」(『年報中世史

平安時代の松尾社に関する売券群の検討

表II ①の内訳

計 2 町 3 段 110 歩		
(田 0.5.230 畠 1.5.240 栗林 0.2.0)		
・ 山田郷 3 条大豆田里 33 坪	田 0.2.0	
・ 3 条同 21 坪	畠 0.4.240	
立物三間四面寝殿一字 七間三面土屋一字		→C①
・ 同里同坪	畠 0.1.180	→H
・ 原田里 21 坪	畠 0.2.0	
・ 原田里 31 坪	田 0.2.0 畠 0.1.180 畠 0.3.0	→G?
・ 下原田 31 坪	畠 0.2.0	→E
・ 下原田里同坪	(田) 0.1.230	→A②
・ 栗林畠等 下原田里 30 坪之内 曾禰西里 6 坪之内	畠 0.1.0 林 0.2.0	→F

研究』六、一九八一年)および服部英雄「未来年号の世界から」(『史学雑誌』九二一八、一九八三年)は清通とする。

(25) 以上は『公卿補任』養和元年条による。

(26) 前掲(24)論文四四〜四五頁

(27) 同右

(28) 但し、『公卿補任』養和元年条によれば、彼は嘉応二年(一一七〇)に伊保を清通に改名しており、正確には

この時点では伊保である。

- (29) 「10世紀の平安京内外の諸寺」(『日本歴史』二六七、一九七〇年) 八〇～八一頁
- (30) 『大日本仏教全書』寺誌叢書三一八三頁
- (31) 永正一四年(一五一七) 二月二十四日太秦桂宮院領当知行目録(東京大学史料編纂所影写本、広隆寺文書一坤)には、「安養寺前四条繩手巷所畠一所」という記載がある。「四条」とは、葛野郡条里の四条をさすと思われ、やはり広隆寺資財帳の記載と考え併せると、桂川東岸の可能性が大きい。この点については、戸祭由美夫氏も、①の安養寺が仮に「推古朝に秦河勝が建立した安養寺を指すとすれば、その位置は太秦安養寺村内とする通説と大いに異なる」と述べておられる(『山城国の古代村地名』『琵琶湖・淀川・大和川』(前掲(17)、六八頁)。但し、井上満郎氏は、両者を同一のものとみておられるようである(前掲(2) 書二二二頁)。
- (32) 第二節で指摘したように、この地は自然堤防上に比定される。自然堤防と畠作が深く関連することについては、木村茂光「大開墾時代の開発」(『技術の社会史』1、有斐閣、一九八二年) 一六四頁を参照。
- (33) 木村茂光「日本古代の『林』について」(『古代国家の支配と構造』東京堂出版、一九八六年) 三〇一頁を参照
- (34) 「古代における栗と民衆」(『夜の船出』塙書房、一九八五年) 一七三頁
- (35) 相田二郎『日本の古文書』上(岩波書店、一九四九年) 七九四頁
- (36) 「本領主藤原」が本文で述べているように清通であるならば、彼が保元三年(一一五八) 正月六日に従五位上に叙せられたのが、「祖父左大臣松尾北野行幸行事賞」によるものであったらしいこと(『公卿補任』養和元年条)は、参考になる。彼の祖父とは、長寛二年(一一六四) 三月一三日に薨じた伊通である(『尊卑分脉』による)。
- (37) 山中前掲(24) 論文六五頁
- (38) 松尾社の境内地は、山中氏によれば「桂川西岸の松尾山、西芳寺川流域から現在の千代原町付近までの一帯」(同右論文七二頁)として意識されていたらしく、また社前の河原を開墾した河原田も建久九年(一一九八)には見出される(同八四頁の註(49))。
- (39) 「修理職についての一研究」(『ヒストリア』七八、一九七八年)
- (40) 同右論文一八～一九頁
- (41) 同右。なお、梅津木屋については林屋前掲(11) 論文七四～七六頁も参照
- (42) ④の保證刀禰の一人にも、「大蔵省掌」従七位上秦忌寸奥世がいる。

(43) この点については、加藤前掲(1)論文六九六〜七一三頁に詳しい分析がある。

(44) 藤井一二「平安時代の土地売買について」(『日本歴史』二七一、一九七〇年)三二頁

(45) この点については、中田薫「売買雑考」(『法制史論集』三、岩波書店、一九四三年)三六頁を参照

(46) 藤井一二「平安時代の銭貨と土地売買」(『日本歴史』三二二、一九七四年)五九頁

(47) 但し、建造物としての「板屋一字」が銭一貫五百文で売買された事例が、天祿四年(九七三)五月二二日仲為仁家地売券にみえる(平二一三〇六)。

(48) 『平安遺文』十一巻における同氏の解説(三五三頁)

(49) 小葉田淳『日本の貨幣』(至文堂、一九五八年)二〇頁

(50) 鬼頭清明「平安初期の銭貨について」(『奈良・平安時代史論集』下巻、吉川弘文館、一九八四年)一九八〜一九九頁

(51) この点については、「丈部・茨田・美努氏等下家司や検非違使になっていた家柄は、十一世紀中・末期以後見られなくなってくる。(中略)つまり、明経・明法家等の家学の成立や学問の家柄の固定化の中で、その他の氏族は実務官人から消えて行く運命をたどったのである」(中原俊章『中世公家と地下官人』、吉川弘文館、一九八七年、六二頁)という興味深い傾向も、併せて考える

平安時代の松尾社に関する売券群の検討

べきであろう。

(52) 山中前掲(24)論文八〇頁

(53) たなか前掲(29)論文八四頁の第4図を参照

(54) 延喜三年(九〇三)九月四日宣旨「応禁断官物未納前運稻京内事」(『政事要略』卷五十三交替雑事・雑田事)

(55) 井上満郎「平安時代の秦氏の研究」(『日本歴史』三四〇、一九七六年)八七頁

(56) 同右八八頁

(57) 同右九二頁